七尾市の Instagram 公式アカウントに関する運用方針

令和７年７月１４日制定
令和８年９月１日改定
秘書広報課

（目的）

１　Instagram の特性を活かし、市政等に関するさまざまな情報を視覚的なコンテンツを通じて積極的に発信することを目的とする。

（適用）

２　この運用規定は、「七尾市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、市職員が職務の一環として、Instagram の公式アカウント（以下「公式アカウント」という。）から情報発信する際に適用する。

（公式アカウントの管理・運用者）

３　公式アカウントの管理・運用者は秘書広報課が行う。

（情報発信）

４　情報発信は、原則として秘書広報課長の決裁を必要とする。秘書広報課以外の部署が発信を希望する場合は、七尾市 SNS 告知掲載マニュアルに基づき、各部署で決裁後、秘書広報課へ依頼書を提出するものとする。

（コメント等への対応）

５　公式アカウントへのコメントやダイレクトメールには、原則として返信は行わない。また、下記に該当する内容のコメントが投稿された場合は、予告なくコメントの削除を行うものとする。

（１）公の秩序または善良の風俗に反する内容
（２）当アカウントの掲載内容に対して、著しくかけ離れている内容
（３）市や第三者を誹謗・中傷し、名誉や信用を傷付ける内容。
（４）市を含む他者になりすますなど、虚偽や事実と異なる内容
（５）政治や選挙、宗教活動またはこれらに類似する内容
（６）法律・法令等に違反している、または違反する恐れがある内容
（７）わいせつな内容を含む不適切な内容
（８）広告・宣伝・勧誘・営業活動、その他営利を目的とした内容
（９）市や第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する内容
（１０）インスタグラム利用規約に反する内容
（１１）その他、管理・運用者が不適切と判断した内容

（フォローへの対応）

6　当アカウントへのフォローは原則、拒否はしない。また、当アカウントからは、他のユーザーに対してのフォローは原則行わない。

（いいね機能の使用）

7　当アカウントからは、他のユーザーに対してのいいねは原則行わない。

（リポスト機能の使用）

8　リポストは、市が所管する施設等が開設しているアカウントにおいて投稿されたイベント情報に限り、行う場合がある。

（表記について）

9　情報を身近に感じてもらうために、専門用語を多用せず、利用者の立場に立って、分かりやすい言葉で丁寧に伝えることとする。

（知的財産権）

１０　当アカウントに掲載する内容（文章、写真、動画等）などあらゆる情報にかかわる知的財産権（著作権、商標権などすべての権利）は、本市あるいは本市以外の原作者、著作者に帰属する。また、本市が掲載する内容について「私的利用のための複製」「引用」など著作権上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできないものとする。

（免責事項）

１１　免責事項は下記のとおりとする。

（１）掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではない。

（２）当アカウントにおける情報を利用又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。

（３）利用者が投稿した内容について一切の責任を負わない。

（４）当アカウントに関連して生じた利用者間のトラブル又は利用者と第三者の間のトラブルにより、利用者又は第三者が被った損害について一切の責任を負わない。

（５）その他、当アカウントに関連する事項によって生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

（６）本市は、予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、当アカウントの運用を中断し、又は中止する場合がある。

（その他）

１２　この運用方針の内容は、必要に応じて事前に告知なく変更、削除することがある。